

一般社団法人日本応用地質学会 代議員選挙実施規程

平成22年 5月 21日 制定
平成28年 10月 26日 改定

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という。）の代議員選挙に関する定款第13条、第15条、及びこの法人の規則第40～53条、第70～80条、第90条の定めるところに基づき、本会の代議員の選挙に適用する。

(選挙の実施時期)

第2条 選挙管理委員会は、代議員任期終了年度内に全ての選挙管理業務を終了して、当選者を確定しなければならない。選挙の投票期間は15日以上とし、候補者届出開始日、同締切日、投票場所、投票開始日及び投票締切日は、選挙管理委員会がその都度定める。

(選挙の告示)

第3条 代議員選挙の告示は、候補者届出開始日から遡って1号前のこの法人の学会誌「応用地質」（10月号）の会告にて行う。

(候補者届出方法)

第4条 代議員選挙候補者の届出方法は、第3条の学会誌「応用地質」の会告にて通知する。立候補届の書式は別紙1を基本とする。

(候補者名簿)

第5条 代議員選挙の候補者名簿は、投票開始日から遡って1号前となる学会誌「応用地質」（12月号）の会告にて通知する。

(無投票当選の扱い)

第6条 第5条の候補者名簿が確定した時点で、候補者数が代議員の所定数を上回らない場合は、候補者の全員が当選したこととする。

第7条 第6条の結果は、第5条の学会誌「応用地質」（12月号）の会告にて通知し、第8条以下の規定は適用しない。なお、この選挙結果は速報として本会のホームページ上にも掲載する。

(投票場所及び投票締切時刻)

第8条 投票受付期日と時刻、投票場所及び投票方法は、第5条の学会誌「応用地質」の会告により通知する。投票締切時刻は、投票締切日の午後5時とする。

(投票用紙の送付)

第9条 投票用紙は、1月中に有権者に届く様に、郵送用の封筒とともに送付する。投票用紙の書式は、別紙2を基本とし、詳細は選挙管理委員会がその都度定める。

(開票)

第10条 開票作業は、選挙管理委員会が、投票締切日の翌日に行う。正会員は、これに立ち会うことができる。

(選挙結果の通知)

第11条 選挙の開票結果は、開票日から1号後の発行となる学会誌「応用地質」（4月号）の会告により会員に通知する。なお、選挙結果の速報として、本会のホームページ上にも掲載する。

(選挙に関する禁止事項への対応)

第12条 選挙運動期間中に、選挙に関する禁止事項の発生が報告された場合は、選挙管理委員会は可能な限り実態を把握して記録する。また、禁止された運動の可能性がある場合には、選挙管理委員長名で、警告や運動の中止を申し入れることができる。

第13条 選挙運動後、運動期間中の禁止事項の実態が選挙結果に重大な影響を及ぼした場合には、第11条の選挙結果の通知前に、速やかに選挙管理委員会を開催して公正に審議し、選挙結果の確定を行う。なお、この場合も選挙管理委員会は可能な限り実態を把握して記録する。

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認（平成22年5月21日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。